平成２８年（再イ）第２号

徳島県徳島市春日２丁目７番14―７―201号ラヴィアンコート、旧住所徳島県徳島市沖浜町明治開350番地の１

再生債務者　立石　新一

1　決議に付する再生計画案　平成28年４月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月16日まで

平成28年５月19日　　徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第４１号

神戸市垂水区学が丘２丁目１番407―206号（再生計画認可決定時の住所）神戸市西区玉津町小山561番地沼田ハイツＢ―206号

再生債務者　石岡信行こと　富岡　信行（住民票上の氏名富岡信行）

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成17年９月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年５月20日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再イ）第１９９号

（現住所）青森県三戸郡南部町大字杉沢字杉沢16番地１（認可決定時の住所）千葉市若葉区高品町1593番地２安藤第３ハイツ103号

再生債務者　久保　　毅

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成22年10月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年５月18日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１号

岡山県新見市草間10575番地

再生債務者　長谷川幸雄

1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年６月９日まで

4　一般異議申述期間　平成28年６月23日から平成28年６月30日まで

岡山地方裁判所新見支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第８号

熊本市東区画図町大字下無田274番地７

再生債務者　平野　新二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年６月２日まで

平成28年５月19日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（再ロ）第３号

兵庫県加古川市別府町新野辺1128番地の13

再生債務者　大形磨利子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年６月15日まで

平成28年５月18日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再ロ）第５号

大阪府東大阪市三島３丁目５番16号

再生債務者　篠原　　信

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年５月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年６月16日まで

平成28年５月19日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００５７号

東京都江戸川区中葛西２―10―２

再生債務者　戸田　浩一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月17日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第２号

釧路市鶴野東２丁目21番２号

再生債務者　小林　貞明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月19日　　釧路地方裁判所

平成２７年（再ロ）第４号

北海道上川郡当麻町３条西３丁目６番16号

再生債務者　青柳　千晃

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月19日　　旭川地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第１４号

さいたま市北区宮原町４丁目８番地２　305号

再生債務者　達林　武雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月19日

さいたま地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年六月二十二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.fukushima.iwatsu.co.jp/

（乙）http://www.dk.iwatsu.co.jp/ir.html/

平成二十八年五月三十日

福島県須賀川市前田川字宮の前二一六番一一

（甲）福島岩通株式会社

代表取締役　永松　良輔

栃木県下野市下古山字新田上三三〇九番地

（乙）電子化工株式会社

代表取締役　百武　勇人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十九日

掲載頁　二二七頁（号外第一四五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月二十九日

掲載頁　二二一頁（号外第一四五号）

平成二十八年五月三十日

埼玉県上尾市瓦葺七二二番地

（甲）ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社

代表取締役社長　内山　茂樹

埼玉県上尾市瓦葺七二二番地

（乙）株式会社グリーン・システム

代表取締役社長　内山　茂樹

合併公告

左記会社は吸収合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.tigala.jp

（乙）http://www.tl-a.co.jp/

平成二十八年五月三十日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階

（甲）ＴＩＧＡＬＡ株式会社

代表取締役　正田　圭

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階

（乙）株式会社ＴＬＡ

代表取締役　正田　圭